

令和 8 年 6 月 3 日
厚木市報道資料

指定無形民俗文化財育成補助金 同一団体に誤って二重交付

文化魅力創造課が交付している郷土芸能の保存団体に対する補助金で 3 日、同一団体への二重交付が判明しました。

1 概要

郷土芸能の保存団体を対象とする市指定無形民俗文化財育成補助金の事務担当者が 3 日 9 時ごろ、当該事務を行う中で同一団体へ補助金を二重で交付していた事に気が付きました。

同補助金は郷土芸能を保存する団体を育成し、後世に貴重な文化遺産として継承していくために交付。国、県、市から指定を受ける民俗文化財を継承している 7 団体を対象としています。

(1) 対象団体

市指定無形民俗文化財「相模里神楽垣澤社中」

(2) 交付金額

1 件 = 45000 円

(3) 交付日・方法

1 回目 = 5 月 15 日 (指定の口座への振り込み)

2 回目 = 6 月 1 日 (指定の口座への振り込み)

2 原因

補助金を交付する際に適正な確認を怠ったため。

3 事後対応

同日 11 時ごろに同団体代表に電話で連絡し、謝罪するとともに二重交付について説明。過払い金の返還を依頼し、了承を得ました。

4 再発防止策

補助金交付事務の執行に当たり、申請内容や金額、事務の進行状況の確認を徹底するとともに、チェックシートを作成して課内で共有します。

本資料の問い合わせ先

産業文化スポーツ部 文化魅力創造課
課長 熊坂 修 電話 046-225-2429